

第8編

航空災害対策編

第1章 基本的考え方等

第1節 基本的考え方

本編は、宮崎空港、宮崎空港隣接区域、宮崎空港周辺地域及びその他の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害(以下「航空災害」という。)が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関がとるべき対策について、必要な事項を定めるものとする。

宮崎空港等の用語の定義は次によるものとする。

宮崎空港……………国土交通省大阪航空局宮崎空港事務所が所有・管理する区域

宮崎空港隣接区域……………宮崎空港に隣接するごく狭い範囲の区域

宮崎空港周辺地域……………宮崎空港を中心とする半径9キロの管制圏（宮崎空港及びその隣接区域を除く。）

その他の地域……………県内における上記以外の地域

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

<宮崎空港を発着する旅客機と席数>

機 種	席数
ボーイング 737-800	165～167
ボーイング 767-300	202～270
ボーイング 777-300	514
ボーイング 777-200	392～405
ボーイング 787-8	335
ボーイング 787-9	395
ボーイング 787-10	429
エアバス A320neo	146
エアバス A320	180
エアバス A321neo	194
エアバス A321ceo	194
ボンバルディア DHC8-Q400	74
エンブラエル 170	76
エンブラエル 190	95

第2節 宮崎空港の概要

昭和 18年	旧海軍飛行基地として建設
19年10月	全国唯一の国立航空大学の訓練飛行場としてスタート
32年4月	飛行場の供用開始（A滑走路1,300m・B滑走路1,340m）
36年5月	第2種空港に指定
37年6月	A滑走路1,500mに、B滑走路1,360mに延長
41年3月	A滑走路1,800mに延長
54年3月	A滑走路1,900mに延長
55年6月	B滑走路を廃止
平成 2年3月	新旅客ターミナルビル完成
〃	滑走路を2,500mに延長
5年12月	新貨物ターミナルビル完成
8年7月	空港連絡鉄道の完成
8年12月	エプロン新設

規模と施設概要

事項	現況
所在地	宮崎県宮崎市赤江
標点位置	北緯 31° 52' 38" 東経 131° 26' 55"
空港面積	1,766,119 m ² (告示面積)
基本施設	滑走路 2,500m × 45m 誘導路 4,409m × 北側:18m、南側:23m, 26.5m, 28.5m, 30m, 34m) 着陸帯 2,620m × 300m エプロン 163,779 m ² 大型ジェット用 6、中型ジェット用 1、小型ジェット用 3 小型機用 10 (北側エプロン含む)
航空灯火	進入灯火 滑走路灯火 誘導路灯火 エプロン照明灯
電源施設	商用電源 6.6kV、427kW 予備発電 375kVA × 1 625kVA × 1 無停電 100kVA × 2 30kVA × 2
無線施設 ⑨	空港対空通信施設、ATIS、ASR/SSR、 VOR/DME ILS (LOC、GS、T-DME)
駐車場	138,000 m ² 駐車台数 1,075 台
ターミナルビル	旅客ターミナル 延床面積 約 28,200 m ² 貨物ターミナル 敷地面積 約 8,900 m ² 建築面積 約 2,600 m ²
消火救難施設	化学消防車 3 台、給水車 1 台、救急医療搬送車 1 台、 救難照明車 1 台、貯水槽 (40t × 7 か所、20t × 1 か所、 消火栓 4 か所)

⑨

ATIS = 飛行場情報放送業務、ASR/SSR = 空港監視レーダー/二次監視レーダー、VOR/DME = 超短波全方向式無線標識施設/距離測定装置、ILS (LOC、GS、T-DME) = 計器着陸装置 (ローカライザー、グライドスロープ、距離情報提供装置)

第2章 航空災害予防計画

第1節 迅速かつ円滑な航空災害応急対策への備え

第1款 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報収集体制の整備

【県、宮崎空港事務所、関係機関】

(1) 宮崎空港事務所等に対する航空災害発生情報の迅速な到達の確保及び関係機関への連絡

航空災害等の発見者から宮崎空港事務所へ航空災害発生情報が迅速、確実に到達する状況を確保するため、日頃から、次のような体制を整備する。

ア 発見者等からの情報連絡

宮崎空港事務所は、航空災害が発生した場合には、発見者等から速やかに航空災害発生情報の連絡が入るような体制づくりを行う。

イ 関係機関への連絡

一般の情報提供者から県、警察、消防及び宮崎空港事務所等に入った航空事故災害等の発生情報を速やかに相互に連絡できるよう情報連絡体制を整えておく。

(2) 緊急時の通信体制の整備

航空災害の発生現場において迅速に臨時の専用無線回線を設置できる体制を整備するとともに、N T T公衆回線の緊急増設を要請する連絡体制の整備をしておく。

(3) 機動的な情報収集体制の整備

航空災害が発生した場合に、現地において機動的な情報収集を行うため、衛星通信移動局、災害情報収集連絡用ヘリコプター(県にあっては県防災救急ヘリコプター及び警察用航空機)及び災害調査チームの出動体制の整備をしておく。

2 通信手段の整備

【県、宮崎空港事務所、関係機関】

(1) 情報通信手段の整備

ア デジタル化の促進

航空災害が発生した場合の画像伝送など高速大量の情報伝送に対応するため、専用回線のデジタル化を促進するとともに、デジタル公衆回線の利用を行い、効率的な通信手段の確保に努める。また、端末で使用する設備についても、相互運用性に留意しつつ多様化・高度化を進める。

イ 通信手段の多様化と最新の情報通信機器等の整備

専用回線の基幹回線である多重回線の多ルート化を図るとともに、移動系、衛星系など通信手段の多様化を進め、公衆回線についても、一般回線のほか、携帯電話、自動車電話、携帯衛星電話などの多様な通信手段の利用を進める。

また、航空災害が発生した場合に備えて、パソコン通信、電子カメラ等の最新の情報通信機器の整備を図る。

第2款 活動体制の整備

1 災害応急体制の整備

【宮崎空港事務所、県、警察本部、宮崎海上保安部、市町村、航空運送事業者、日本赤十字社宮崎県支部、県医師会、歯科医師会、N T T西日本、九州電力・九州電力送配電】

航空災害対策に関係する機関は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するものとする。

2 防災関係機関相互の連携体制の強化

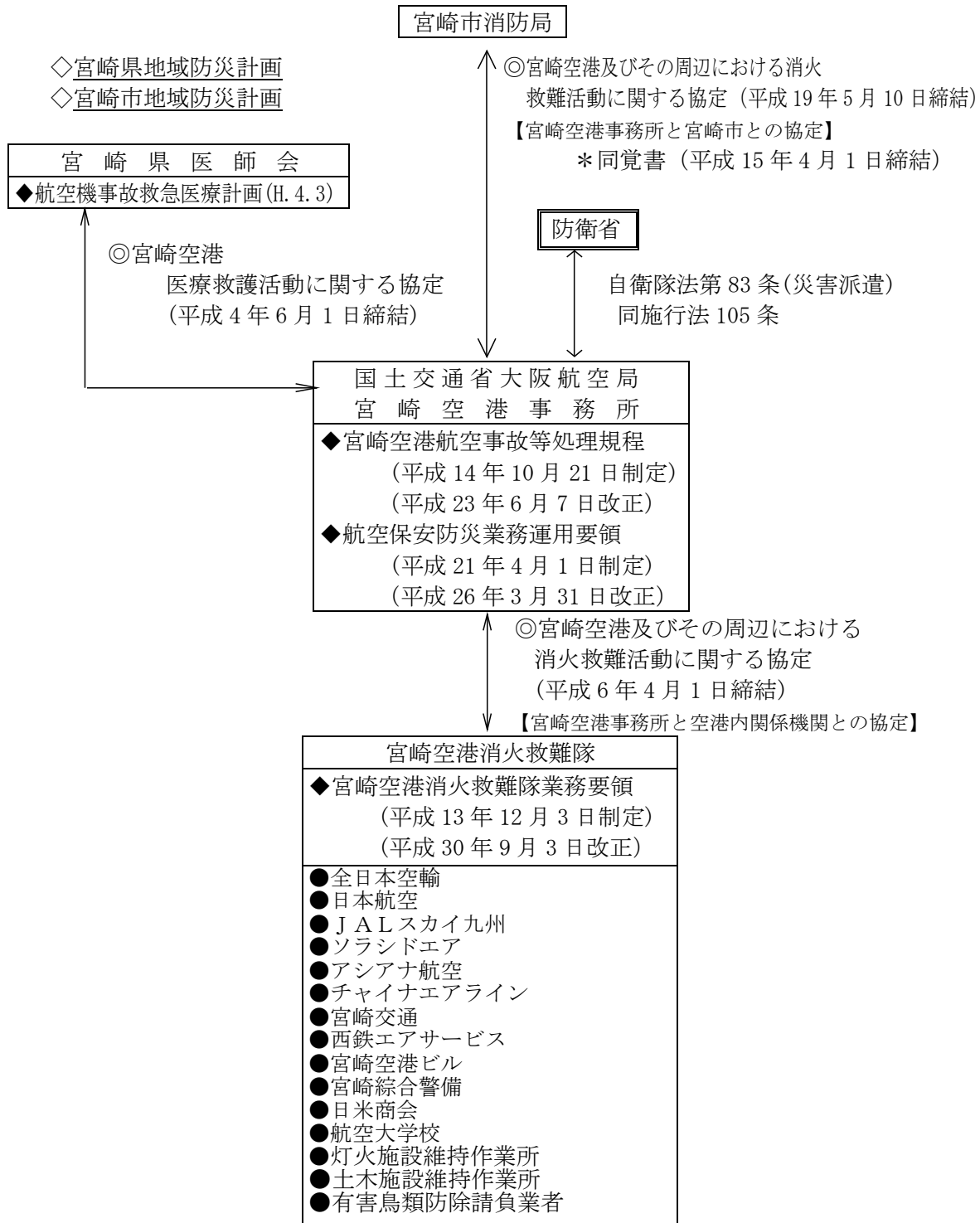
【宮崎空港事務所、県、警察本部、宮崎海上保安部、市町村、航空運送事業者、日本赤十字社宮崎

【県支部、県医師会、市郡医師会、NTT西日本、九州電力・九州電力送配電】

(1) 相互応援協定の締結による連携の強化

航空災害対策に係る機関は、相互に連携を強化するため、体制の整備を図るものとする。応急活動に関し相互応援協定を締結するなど平常時より連携を強化しておくものとする。

<宮崎空港における航空機事故消火救難活動に係る協定等締結系統図>



3 宮崎空港消火救難救急医療緊急計画の策定

【宮崎空港事務所】

宮崎空港事務所は、国際民間航空条約第14条に準拠した「宮崎空港消火救難救急医療緊急計画」を策定し、毎年必要な見直しを行うものとする。

4 基礎資料の整備

【宮崎空港事務所、関係機関】

空港周辺における大規模な航空災害の発生に備え、以下の資料の収集及び補正に努めるものとする。

- (1) 空港施設、運航航空機の種別、航路等
- (2) 病院等医療機関の収容可能人員、医師数等
- (3) 現地災害対策本部等の設置可能な公共施設等
- (4) 関係機関の所在地及び連絡方法
- (5) その他必要な資料

第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備

宮崎空港及び隣接区域においては、「宮崎空港消火救難救急医療緊急計画」によるものとし、空港周辺及びその他の地域においては共通対策編第2章第2節第3款によるものとする。

第4款 医療救護体制の整備

宮崎空港及び隣接区域においては、「宮崎空港消火救難救急医療緊急計画」によるものとし、空港周辺及びその他の地域においては共通対策編第2章第2節第4款によるものとする。

第5款 緊急輸送体制の整備

宮崎空港及び隣接区域においては、「宮崎空港消火救難救急医療緊急計画」によるものとし、空港周辺及びその他の地域においては共通対策編第2章第2節第5款によるものとする。

第6款 防災訓練の実施

【宮崎空港事務所、関係機関】

宮崎空港事務所及び防災関係機関は、宮崎空港及び隣接区域での航空災害を想定した実践的な防災訓練を定期的実施するものとする。訓練の種類は次のとおりとする。

- 総合訓練（2年を越えない間隔で実施）
- 部分訓練（総合訓練で発見された不具合箇所の改善）
- 図上訓練（年2回実施するシミュレーション）

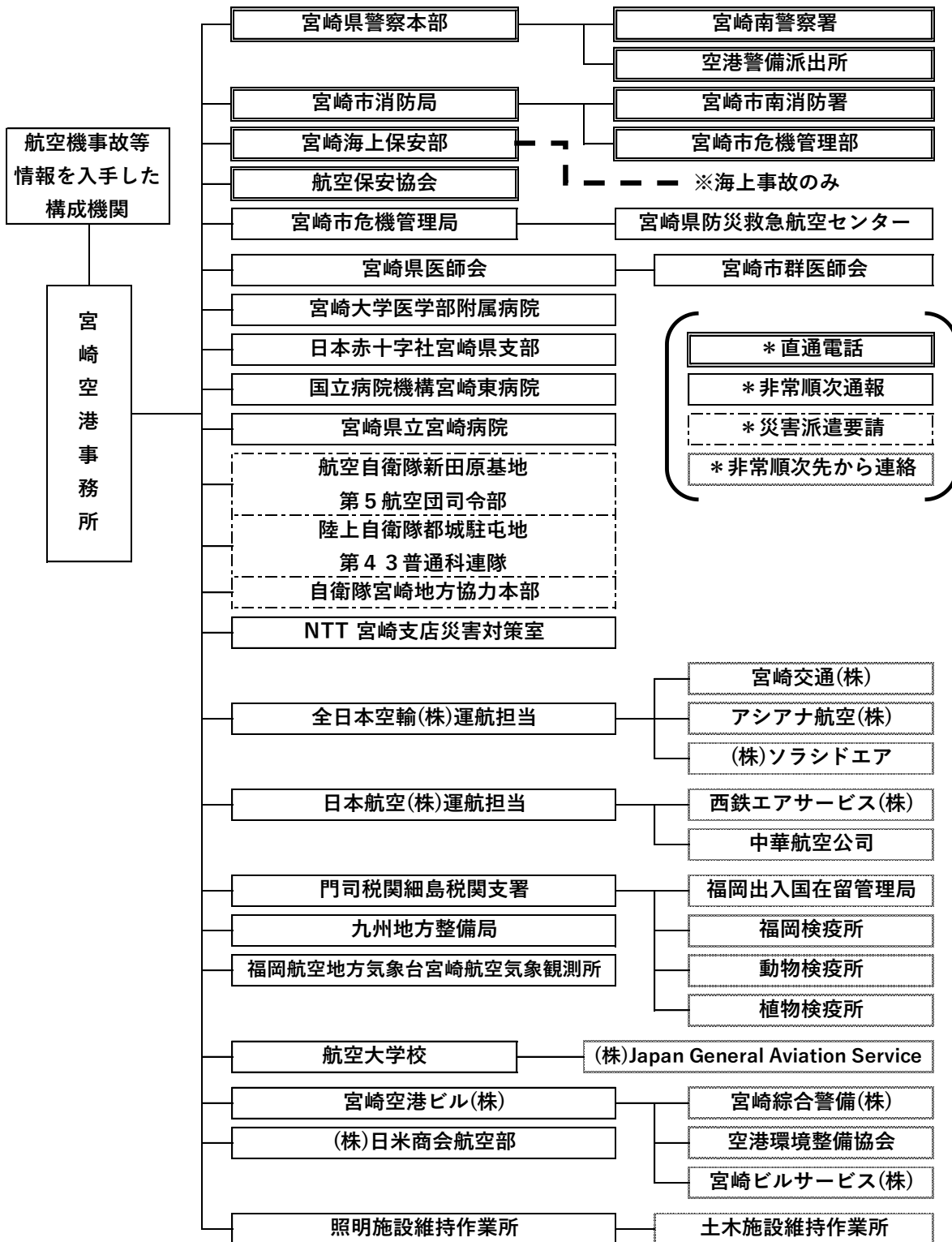
第3章 航空災害応急対策計画

第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

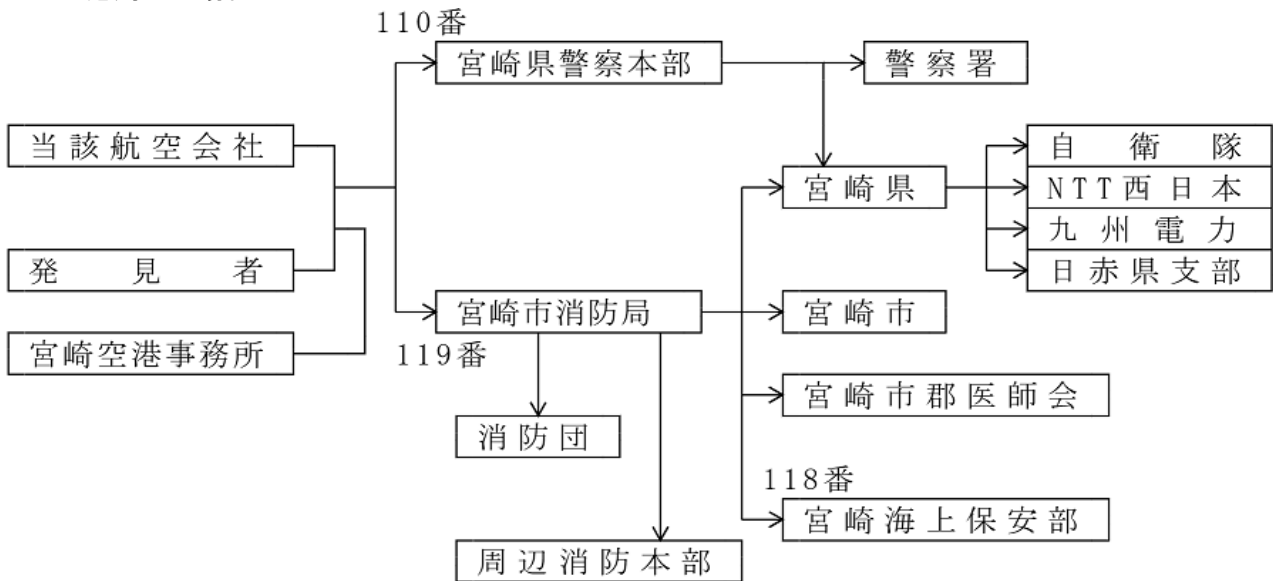
第1款 航空災害情報の収集・連絡

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の通信連絡系統は、次のとおりとする。

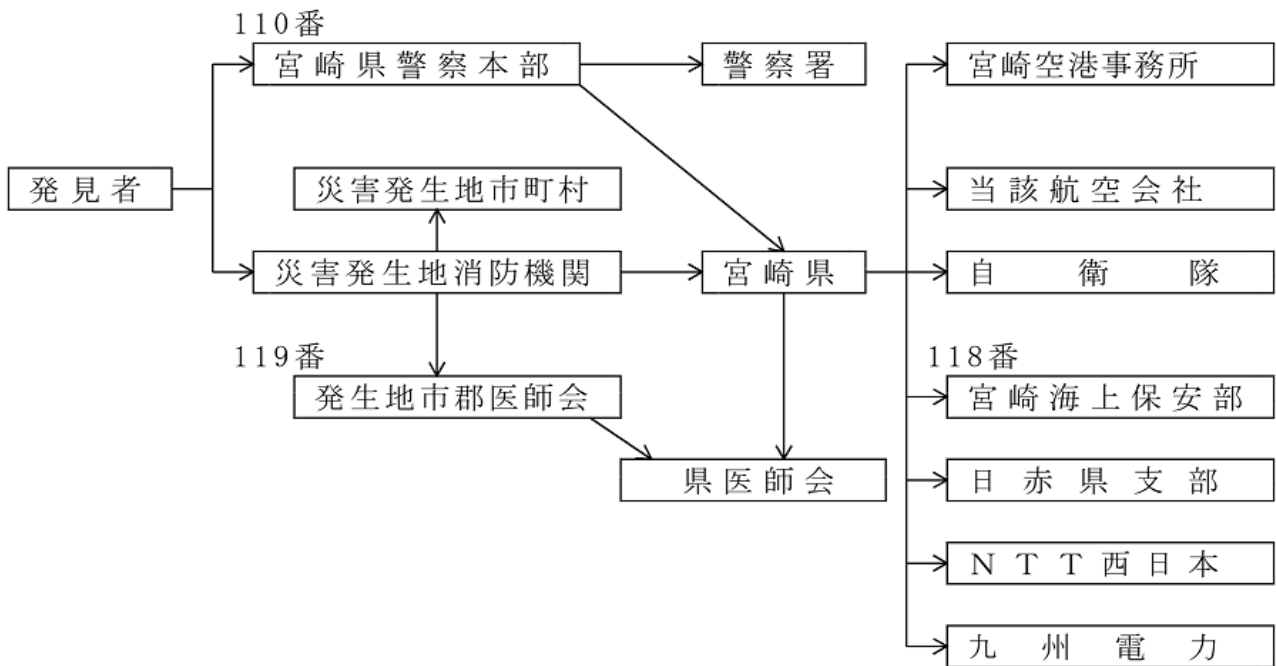
1 空港及び隣接区域の場合



2 空港周辺の場合



3 その他の地域の場合



4 各機関の措置

【市町村】

航空災害が発生した場合においては、消防職員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行うものとする。

【警察】

航空災害が発生した場合においては、直ちに事故発生地を管轄する警察署員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行うものとする。

また、墜落現場が山間へき地等の場合には、現場の地形、周辺の道路状況、現場に至る行程、気象条件等の情報も迅速に収集するものとする。

【宮崎海上保安部】

海上における航空災害が発生した場合においては、巡視船艇等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行うものとする。

第2款 通信手段の確保

1 無線(陸上移動局)等の現地への緊急配備

【県、関係機関】

無線(陸上移動局)等を現地に緊急配備し、無線通信回線の確保を図る。

2 NTT公衆回線の緊急増設

【県、宮崎空港事務所】

設置箇所、設置数を明示してNTT公衆回線等の緊急増設をNTT西日本に要請する。

3 最新の情報通信機器等の積極的な活用

【県、関係機関】

大規模な航空災害の発生の際の情報を入手した場合、速やかに衛星通信移動局・災害対策用車両等を現地に派遣し、画像情報等必要な災害情報の収集のための措置を講じる。また、県災対本部・現地災対本部共に、パソコン通信、電子カメラ、携帯電話等の最新の通信手段を積極的に活用する。

4 災害情報収集用ヘリコプターの利用

【県、県警察本部】

ヘリコプターテレビ伝送システムにより、航空災害の状況把握を行う。また、必要に応じて他機関に航空機、ヘリコプターの派遣を要請する。

第2節 活動体制の確立

【宮崎空港事務所】

宮崎空港事務所は、宮崎空港及び隣接区域に航空災害が発生したときは、「合同対策本部」を設置し、速やかに、事故の概要を把握するとともに、応急対策活動を実施する。

【県】

県は、災害の規模が拡大し、広範囲の又は広域的協力体制が必要と判断される場合は、「宮崎県災害対策本部」を設置する。

宮崎空港内に合同対策本部が設置された場合は、職員を派遣する。

また、空港周辺及びその他の地域で大規模な航空災害が発生したときは、現地災害対策本部を設置するとともに、必要と認められる場合は関係機関と協議のうえ、災害対策現地合同調整本部を設置し、知事が指名した職員が合同本部を総括する。

【市町村】

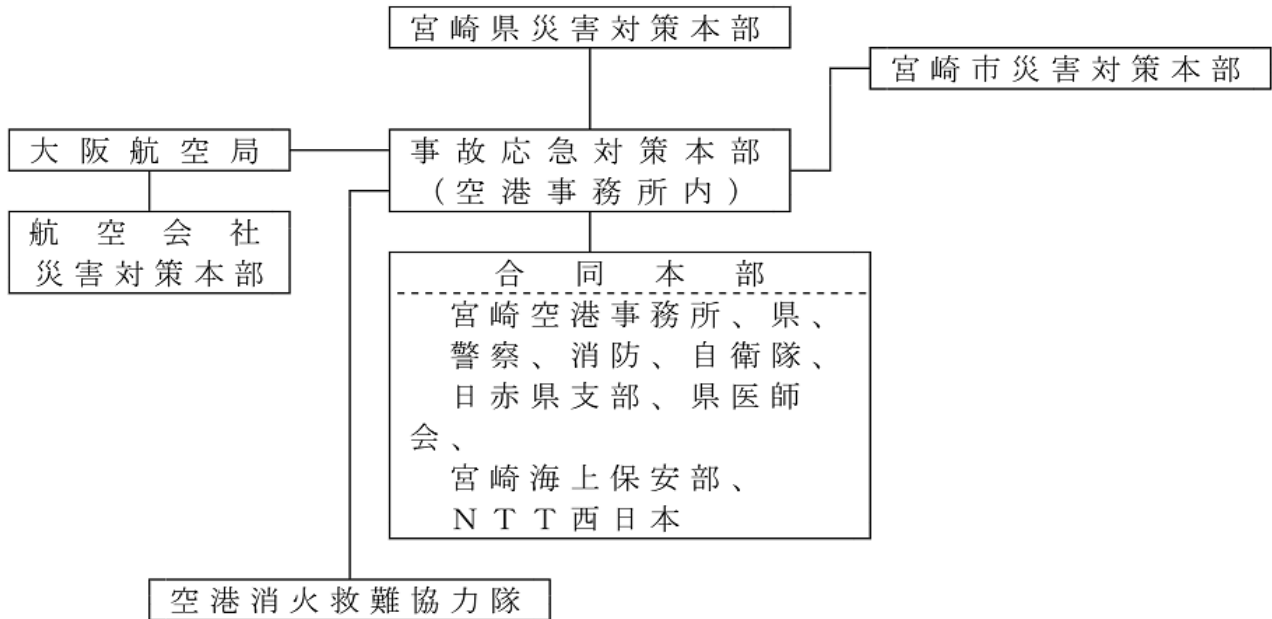
市町村は、「市町村災害対策本部」を設置し、県の災害対策本部と緊密な連携のもとに効果的な活動を行う。

【関係機関】

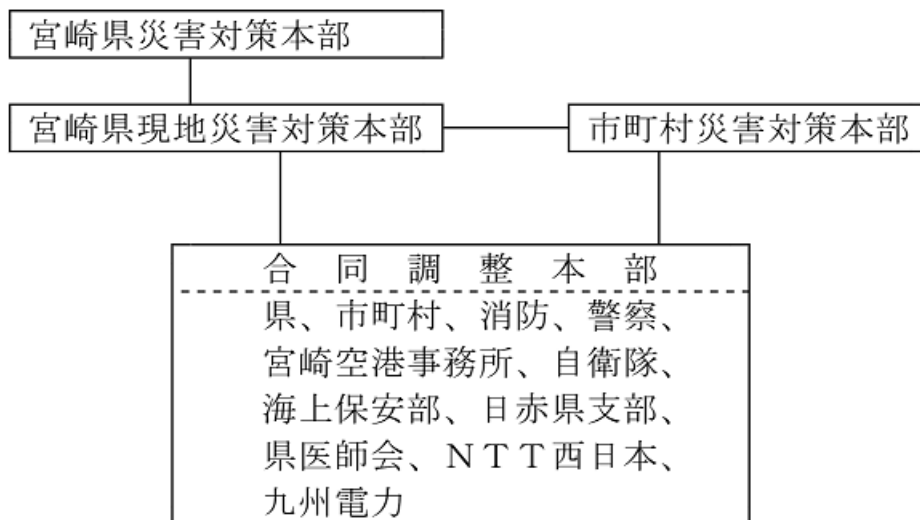
関係機関は、宮崎県内において大規模な航空災害が発生したときは、速やかに初動体制を確立するとともに、迅速かつ的確に応急対策を実施する。

また、災害対策現地合同調整本部等が設置されたときは、職員を派遣するものとする。大規模な航空災害の発生に際し、迅速かつ適切な応急対策を実施するための組織は次のとおりとする。

1 宮崎空港及び隣接区域の場合



2 空港周辺及びその他の地域の場合



第3節 広域応援活動（共通対策編）

第4節 搜索、救助・救急及び消火活動

第1款 搜索活動

航空機の墜落現場が不明又は航空機の行方が不明になるなど、遭難事故が発生した場合の搜索活動は次によるものとする。

【国（国土交通省、関係省庁）】

東京救難調整本部(RCC)を通じて、相互に密接に協力して搜索活動を行う。

【県】

防災救急ヘリコプターを活用し搜索活動に当たるものとする。

【県警察本部】

交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員に情報収集に当たらせるとともに、警察用航空機、警察用船舶等を活用し搜索活動に当たるものとする。

【宮崎海上保安部】

巡視船艇、航空機を活用し、海上での捜索活動に当たるものとする。

【自衛隊】

必要に応じて、捜索活動を行うものとする。

【市町村】

消防職員、消防団員等を動員し、捜索活動に当たるものとする。

第2款 消火救難活動

航空災害にかかる消火救難活動に関しては、宮崎空港及び隣接区域については宮崎空港消火救難救急医療緊急計画によるものとし、それ以外の地域については共通対策編第3章第4節によるものとするが、概要は次のとおりとする。

1 空港及び隣接区域における消火救難活動

【宮崎空港事務所、宮崎市】

(1) 空港及び隣接区域における消火救難活動は、第一義的には宮崎空港事務所が対応し、宮崎市消防局は必要に応じて支援する。

ア 航空災害に係わる火災が発生した場合、宮崎空港事務所及び宮崎市消防局は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

イ 航空災害に係わる火災が発生し、又はそのおそれがある場合、宮崎空港事務所及び宮崎市消防局の職員は、必要に応じて、旅客送迎者及び地域住民の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

ウ 災害の規模が大きく、宮崎空港事務所及び宮崎市消防局限りでは対処できないと思われる場合は、空港周辺の市町村消防機関に応援を求めるものとする。

(宮崎県消防相互応援協定による。)

2 空港周辺における消火救難活動

【宮崎市、宮崎空港事務所】

(1) 空港周辺における消火救難活動は、第一義的には宮崎市消防局が対応し、宮崎空港事務所は必要に応じて支援する。

ア 航空災害に係る火災が発生した場合、宮崎市消防局は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

イ 航空災害に係る火災が発生した場合、宮崎市長の委任を受けた吏員及び当該消防機関の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

ウ 災害の規模等が大きく、宮崎市消防局限りでは対処できないと思われる場合は、空港周辺の市町村消防機関及び宮崎空港事務所に応援を求めるものとする。

(宮崎県消防相互応援協定による。)

3 その他の地域における消火救難活動

【市町村】

(1) 航空災害に係る火災が発生した場合、災害地市町村消防機関は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

(2) 航空災害に係る火災が発生した場合、災害地市町村長、市町村長の委任を受けた吏員及び当該消防機関の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

(3) 災害の規模等が大きく、災害地市町村消防機関限りでは対処できないと思われる場合は、近隣市町村消防機関に応援を求めるものとする。(宮崎県消防相互応援協定による。)

第3款 救急・救助活動

【市町村、宮崎空港事務所】

消防機関の行う救急・救助活動は、高規格救急車、救助工作車等を投入し、迅速な救急・救助活動を行うものとする。

【県】

県は、防災救急ヘリコプターを活用し、救急・救助活動活動に当たるものとする。

【警察】

航空災害が発生した場合においては、事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊員等を直ちに出勤させ、関係機関と緊密に連携し、乗客・乗務員等の救出救助活動を迅速に行うものとする。

航空機の墜落現場の捜索に当たっては、広範囲にこれを行い、生存者等の迅速な発見に努めるものとする。

【宮崎海上保安部】

海上において航空災害が発生した場合においては、巡視船艇、航空機又は特殊救難隊を投入し、これにより救出救助活動を行う。

第5節 医療救護活動

第1款 重大事故等突発的災害時の救急医療対策

医療救護活動に関しては、宮崎空港及び隣接区域については、宮崎空港消火救難救急医療緊急計画によるものとし、空港周辺及びそれ以外の地域については共通対策編第3章第5節第6款によるものとする。

第6節 交通規制及び警戒区域の設定等

1 交通規制

【警察】

航空災害が発生した場合、県警察は空港に通じる道路及び空港周辺道路又は災害地周辺道路について必要な交通規制を行う。

2 警戒区域の設定等

【市町村、警察】

空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去を命ずる。

また、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行うものとする。

第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

1 被災者及びその家族への対応

【県、市町村、宮崎空港事務所、航空会社、関係機関】

(1) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援

航空機災害に係わる航空会社(以下「航空会社」という。)は、関係機関が行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行う。

(2) 被災者及びその家族への援助体制

被災者及びその家族への対応については、航空災害の全体状況を把握し、被災者及びその家族への配慮もできる相応の地位にある者を選任し、専担させる。

(3) 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助にあたっては、関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応にあたっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

(4) 被災者及びその家族への情報の提供

航空会社及び関係機関は、被災者及びその家族に対し航空災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供するものとする。

2 広報活動

【県、市町村、宮崎空港事務所、航空会社、関係機関】

航空災害が発生した場合の広報の方法は、次のとおりとする。

(1) 空港及び隣接区域で災害が発生した場合

宮崎空港事務所、航空機災害に係わる航空会社、宮崎市及び宮崎南警察署等が、災害応急対策実施の理解を求めするため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、旅客、送迎者及び地域住民等に対して広報を行い、主な広報事項は次のとおりとする。

- ア 宮崎市及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し
- イ 避難の指示及び避難先の指示
- ウ 乗客及び乗務員の住所、氏名、そのほか必要な事項

(2) 空港周辺で災害が発生した場合

宮崎空港事務所、航空会社、宮崎市及び警察等は、災害応急対策実施の理解を求めため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地域住民、旅客及び送迎者等に対して広報を行い、主な広報事項は次のとおりとする。

- ア 宮崎市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- イ 避難の指示及び避難先の指示
- ウ 乗客及び乗務員の住所、氏名
- エ 地域住民等への協力依頼
- オ そのほか必要な事項

(3) その他の地域で災害が発生した場合

航空会社、災害発生地市町村及び警察等は、災害応急対策実施の理解を求めため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地域住民、旅客及び送迎者等に対して広報を行い、主な広報事項は次のとおりとする。

- ア 市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要
- イ 避難の指示及び避難先の指示
- ウ 乗客及び乗務員の住所、氏名
- エ 地域住民等への協力依頼
- オ そのほか必要な事項